

令和6年12月1日

別紙「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）の取り扱いについて」

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）〔令和6年2月：愛知県建設局〕のうち公社組織に適合するよう下表のとおり取り扱いを定めました。（記載のない項目は、本ガイドラインをそのまま適用してください。）

頁数	タイトル	措置内容	備考
1-107	共通		
---	---	「愛知県公共工事請負契約約款」を「愛知県道路公社工事請負契約約款」と読み替えるものとします。 「請負者」を「受注者」と読み替えるものとします。	
		「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」を「愛知県道路公社設計変更事務取扱要領」と読み替えるものとします。	
1-40	I 設計変更ガイドライン		
2	1 設計変更ガイドライン策定の背景	(5) ガイドラインの適用範囲について、「愛知県道路公社が発注する建設工事」とします。	
5	4 設計変更手続きフロー	設計変更通知書（様式35号）について、「様式35号」を「別紙1」と読み替えるものとします。 条件変更確認請求通知（工事打合簿）（請負者）について、「工事打合簿」を「別紙2及び別紙3」と読み替えるものとします。 条件変更確認通知（工事打合簿）（発注者）について、「工事打合簿」を「別紙2及び別紙4」と読み替えるものとします。 概算金額については別途工事打合せ簿にて通知について、「工事打合せ簿」を「打合簿（別紙5）」と読み替えるものとします。	P5以降も同様の措置とします。 P5以降も同様の措置とします。 P5以降も同様の措置とします。 P5以降も同様の措置とします。
13	6 設計変更が可能なケース	設計変更の手続について、「愛知県道路公社設計変更事務取扱要領」によるものとします。	
36-40	10 設計図書の照査について	設計図書の照査要領（案）について、「設計図書の照査要領（案）（公社版）」によるものとします。	必要に応じて、特記仕様書の改定と合わせて設計図書の照査要領を改定します。
41-88	II 工事一時中止に係るガイドライン		
57-58	10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	「※本庁契約工事の場合は、所長から局長に【様式第52】【様式52-2】工事一時中止（延長）依頼書を提出」などの記載について、「本庁契約工事の場合は、」を削除します。また、「局長」を「理事長」及び「所長」を「所属長」と読み替えるものとします。	本社契約工事のみのため、場合分け不要
60-66		工事の一時中止に係る手続き様式について、「知事」又は「局長」を「理事長」と読み替えるものとします。また、「所長」を「所属長」と読み替えるものとします。	